

## 1-5. 生物多様性条約「遵守に関する法律・技術専門家グループ」会合報告

生物多様性条約（CBD）、第9回締約国会議（COP9）における決定事項 IX/12 に従い、「遵守に関する法律・技術専門家グループ」の会合が2009年1月27日から4日間にわたって東京で開催された。本会合は締約国から CBD 事務局にノミネートされ、地域的なバランスを考慮して選出された30名の専門家と、オブザーとして原住民・地域社会から3名、国際機関・国際協定、産業界、研究機関・学会、NGO、からの7名（合計10名）で構成されることになっていた。

我が国からは明治学院大学法学部消費情報環境法学科の磯崎博司教授が専門家として選出され、出席した。そして、磯崎教授はペルーの Dra. Monica. Rosell 女史と共に、本会合の共同議長を務めた。以下に会合結果<sup>1</sup>を報告する。

### (1) 出席者

専門家（29名）：アルジェリア、オーストラリア、ベラルーシ、ブラジル、カメルーン、カナダ、チリ、中国、コロンビア、コモロ、キューバ、デンマーク、インド、日本、マレーシア、メキシコ、オランダ、ナイジェリア、ノルウェー、ペルー、フィリピン、大韓民国、モルドバ、セネガル、セルビア、スペイン、タジキスタン、ウガンダ、ウクライナ。（ブルガリアは欠席）

オブザーバー（9名）：（国際機関）FAO 委員会、ITPGRFA、WIPO／（産業界）Eli Lilly、ABSA／（研究機関）国連大学・高等研究所／（NGO）ベルン宣言／（原住民）サミ評議会（Saami Council）、先住民族政策提言・教育国際センター（Tebtebba）。（ブラジル先住民族知的所有権機関（INBRAPI）は欠席）

その他：CBD 事務局、ABS-WG 共同議長、COP9 ビューロー代表（スイス）、COP10 開催国代表（日本）

### (2) 課題について

本専門家グループは、適切な場合は選択肢及び/又はシナリオを含む、法律上また適切ならば技術上の助言をするために、次の課題に取り組んだ。

- (a) 国際公法及び国際私法において、どのような種類の措置が現存するか、あるいは開発し得るか
  - (i) 特に公正と衡平性を考慮し、費用と効果を勘案して下記を促進するため
    - a) 裁判外紛争処理を含めた司法へのアクセス
    - b) 外国の原告による裁判所へのアクセス
  - (ii) 司法管轄区域を横断した裁決の相互承認と執行を支持するため、及び
  - (iii) ABS 国内法及び PIC、MAT を含む必要諸条件の遵守を確保するために、民事、商事

<sup>1</sup> CBD 事務局からの会合報告書（UNEP/CBD/WG-ABS/7/3）は、下記 URL で閲覧可。（2009年2月13日アクセス）  
<http://www.cbd.int/doc/meetings/abs/abswg-07/official/abswg-07-03-en.doc>  
なお、JBA 日本語仮訳は本報告書の資料編（6）を参照。

及び刑事事件において救済と制裁を設けるため

- (b) 外国遺伝資源の利用者の遵守を高めるために、どんな種類の自発的措置が現存するか
- (c) 国内法を迂回してあるいは相互合意条件を設定せずに、遺伝資源が取得あるいは利用された場合に、遺伝資源及び関連する伝統的知識の不正使用と誤用に関して国際的に合意された定義がいかに遵守を支持し得るか
- (d) 遵守措置は原住民と地域社会の慣習法をどのように考慮に入れ得るか
- (e) 非商業的な意図の研究に対して、特別な遵守措置が必要かどうか分析せよ。もし必要なら、ABS 国内法及び/又は相互合意条件が遵守されなかった場合に生じる問題を特に考慮し、意図及び/又は利用者が変わったことから生じる問題にそれら措置がいかに対応し得るのか

本会合は専門家会合であり、国際的制度 (IR) に関わる上記の問題に対して専門家の立場から建設的な意見を求め、集約することを目的にしており、締約国間の交渉の場ではない。なお、事前に日本政府は遵守に関する我が国の考え方を文書にし、CBD 事務局に提出した<sup>2</sup>。

### (3) 会合

会合は 1 月 27 日の午前 9 時半から開始された。日本の外務省古屋大使の挨拶、同水野課長のロジに関する説明、CBD 事務局 Mr. Olivier Jalbert の挨拶の後、先進国から日本の磯崎教授、途上国からペルーの Ms Rosell が共同議長として選出された。アジェンダの承認の後、午前 10 時より実質的な議論へと移った。4 日間に議論された項目を下記に挙げる。これらに関する多様な意見が出されそれらが併記された。今後の交渉において、それら内容の是非について議論されることになる。

#### 議論された内容の骨子：

①遵守に関する諮問課題として、以下の項目が挙げられた。

- ・ 国内法遵守、契約遵守
- ・ 国際法、国際私法による手段
- ・ 紛争解決手段、紛争回避手段
- ・ 合法確認手段、任意手段（2007 年 1 月のリマの技術専門家会合の報告書にある国際認証制度の各種コンセプトについて言及がなされたが、本格的な議論はされなかった）
- ・ 慣習法の遵守
- ・ 科学研究向けの遵守手段（特別なシステムが必要なのか）

②国内法遵守。これが最も中心の課題である。

- ・ 主権の中心事項、域外適用・不可（各専門家による異論はなかった）

<sup>2</sup> <http://www.cbd.int/doc/meetings/abs/absogle-02/official/absogle-02-02-add1-en.pdf> (2009 年 1 月 26 日アクセス)

- 行政法・刑法関連判決、承認執行不可（各専門家による異論はなかった）
- 司法・刑事協力条約必要（国外犯規定でも対応可）（各専門家による異論はなかった）
- CBD 第 15 条 1 項、2 項、7 項の実施をいかに IR においてさらに具体化するか。
- IR：特定行為を国際違法行為として定義し認定したとすれば、一連行為の合法性認証システムを動かすことができるのでないか。途上国側のほとんどの専門家は、既存の認証制度のコンセプト(例、エコラベル、木材や水産物の認証制度)よりも強い規制的性格を有するシステムの重要性を想定している。(JBA 注：これは今後の IR に関する国際交渉における議論の一つの方向性を示唆していると思われる)

### ③国際違法行為

- 共通性、重大性、国際価値侵害
- Misappropriation、misuse、biopiracy の国際定義をすべきという意見もある。
- 国際違法行為として所在地にかかわらず処罰可能

### ④国際認証制度

- 国際的に認知された証明書に関する技術専門家会合（リマ会合、2007）を想起。
- 制度設計、認証基準、インセンティブ、チェックポイント(途上国の専門家は、特許出願、輸入、許認可など政府が関与する場面でこの制度を生かすべきという考え方)
- 認証違反の効果：政府は違反者に不利益を与えるべき。

### ⑤原産地開示

- チェックポイント（特許出願時、製造認可時、輸入時、市場投入時、等）
- 原産地開示の効果
- 開示設定国内法

### ⑥契約遵守(各専門家からあまり異論は出なかった)

- 国際商取引行為
- 紛争解決に関する蓄積
- 関連国際私法に関する条約（現状の例では、条約の締約国も少ない）  
特別ルールを定める、という方法もあり得るが、同じ問題に直面するであろう。
- 訴訟支援強化を定めるための法技術、資金、その他。

### ⑦契約違反

- 民事・商事分野：裁判管轄、被告所在地、原告所在地、外国判決の承認・執行(民訴法)
- 調停、仲裁（仲裁法）：共通性、普遍性、時間・費用
- 訴訟支援を定める(遺伝資源の提供者や原告が主に途上国であるという想定がある)
- 遺伝資源に特化した独自の調停・仲裁を定める、というアイデア。

### ⑧慣習法

- 先住民：国際定義にかかわらず対象とするか。
- 地元共同体

- 慣習法：公表されていないものも対象とするか。データベース化の必要性。他方、この公表を拒否する集団もある。
- 当初から地元関係者を広く含めると、隠れた慣習法も反映した契約となる。
- これらの手順を定める必要性。

#### ⑨学術・科学研究

- 学術・科学研究と商業活動との区別が必要か、実際的にそれが可能か。
- 学術・科学研究の促進：特別手続きを設定している国もある。事後の商業転用のときの手続きを定めることが必要。
- 学術・科学研究と商業活動とを区別する場合、遵守手続きも特別に行うか？
- これらは各国に委ね、国際ルールでは区別しないのが妥当ではないか？

#### ⑩国、私人

- 国の義務と私人の義務を先進国では明確にしている。途上国では明確でない国もある。
- 国際法により各国の主権が認定されている。
- 国内法（裁判）の立法、適用、執行は主権に基づき行われる。
- 主権事項に他国や国際社会が介入することはできない。

#### ⑪国際的制度

- 外国産遺伝資源の利用者に当該国の国内法・契約に従い確実に利益を配分させる国際（条約）義務を課すことのフィージビリティ。
- CBD 第 15 条 7：国の義務、相互合意の実施は、既存の国内法義務と契約義務で履行。
- そのことを国際法義務として IR で定めるべきという途上国の意見がある。
- モデル契約内容を定める方法も有効である。
- 遵守手段を定める。合法性を認証する制度を利用するべきとの意見もある。
- 紛争解決手続きを定める。